

## 審　　査　　基　　準

審査の視点	審　　査　　項　　目	配点	
1. 施設の設置目的に沿った管理方針で市民の平等な利用が確保されること	(1) 施設の設置目的に対する事業内容の適合性（交流促進センター等の運営方針等）	15点	30点
	(2) 平等な利用の確保	5点	
	(3) 地元雇用	5点	
	(4) 市、関係機関、地域との連携	5点	
2. 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること	(1) サービスの向上、利用促進への取り組み（広報計画など具体的方策）	15点	35点
	(2) 施設の管理運営計画及び収支計画内容、その的確性と実現可能性	15点	
	(3) 施設利用者の安全性確保（災害発生時の対応、事故防止の取り組み等）	5点	
3. 管理を安定して行う能力を有しているものであること	(1) 申請者の財務能力の有無	7点	30点
	(2) 職員体制の確保（職員配置計画及び研修計画）	6点	
	(3) 申請者の安定性、信頼性（申請者団体の経営状況等）	7点	
	(4) 申請者の事業実績	7点	
	(5) 情報管理（個人情報、情報公開）の考え方	3点	
4. その他	(1) 市民、観光客等の意見、要望の反映	3点	5点
	(2) 苦情等への対応	2点	
合　　計		100点	